

問合せ

賃貸・売買物件の情報の提供を希望される方は
南知多町役場まちづくり推進室へご連絡ください。



外観 書類 調査

南知多町役場職員による簡単な外観の調査と
登記情報などの書類調査を行います。
外観調査では瓦の欠損や壁面の穴などを確認いたします。



内部 調査

宅地宅建取引業者立会いの下、物件の内部調査を行います。



登録

「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）

「空き家バンク」登録カード（様式第2号）

に必要事項を記入し、南知多町役場まちづくり推進室へご提出ください。

交渉におけるトラブル防止のため
物件登録の際に仲介業者の選定を義務付けています。



見学

空き家バンク物件利用希望者から連絡があった場合、見学会を行います。
物件所有者の方には見学の立会いをお願いしております。



交渉

見学の結果、交渉希望の連絡があった場合は、物件所有者及び
仲介業者へ町職員から連絡します。

その後、宅地建物取引業者の仲介による交渉となります。

南知多町は交渉・契約には一切関与いたしません。ご了承ください。

